

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月6日
【発行者名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ダニエル・クライン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	長谷 俊一
【電話番号】	03-6377-2871
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファン ドの名称】	BNPパリバ欧州バランス・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	継続募集期間（平成21年10月30日から平成22年10月29日まで） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書の提出に伴い、平成21年10月29日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新するため、また、原届出書の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(4)【発行(売出)価格】

<訂正前>

(略)

《委託会社へのお問い合わせ先》
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
(半休日の場合は正午まで)

<訂正後>

(略)

《委託会社へのお問い合わせ先》
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

(8)【申込取扱場所】

<訂正前>

(略)

《委託会社へのお問い合わせ先》
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
(半休日の場合は正午まで)

<訂正後>

(略)

《委託会社へのお問い合わせ先》
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

（略）

実質的な組入公社債は、原則として欧州の国債、政府機関債、事業債、証券化商品（ABS、MBS等）等です。

実質的な組入公社債の発行体の信用格付は、原則として取得時に海外信用格付が「A」格以上（S&P社によりA-/ムーディーズ社によりA3）の長期信用格付を有するか、S&P社による「A1」以上もしくはムーディーズ社による「P1」以上の短期信用格付を有するか、または指定投資信託証券の運用会社が同等と判断する信用水準を有するものとします。

《実質的な組入公社債の主要投資対象国》（平成21年9月末現在）

ユーロ参加国	ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー、フィンランド、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、ギリシャ、スロヴェニア、マルタ、キプロス、スロバキア
非ユーロ参加国	イギリス、スウェーデン、デンマーク

* 上記以外の国の公社債に投資を行う場合があります。

* 経済情勢の変化等により、上記主要投資対象国は見直される場合があります。

<指定投資信託証券の概要>（平成21年9月末現在）

（略）

パーベストは、ルクセンブルグ籍のアンブレラ・ファンド（会社型投資証券）で、当ファンドが投資対象とするパーベスト・グローバルブランドファンド、パーベスト・中期債券ユーロファンド、パーベスト・短期（ユーロ）ファンドを含む複数のサブ・ファンドにより構成されています。サブ・ファンドには、取得・管理形態により最大7つのクラスシェアが置かれており、当ファンドはMクラスシェアへの申込みを行います。（平成21年9月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（略）

実質的な組入公社債は、原則として欧州の国債、政府機関債、事業債、証券化商品（ABS、MBS等）等です。

実質的な組入公社債の発行体の信用格付は、原則として取得時に海外信用格付が「A」格以上（S&P社によりA-/ムーディーズ社によりA3）の長期信用格付を有するか、S&P社による「A1」以上もしくはムーディーズ社による「P1」以上の短期信用格付を有するか、または指定投資信託証券の運用会社が同等と判断する信用水準を有するものとします。

《実質的な組入公社債の主要投資対象国》（平成22年3月末現在）

ユーロ参加国	ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー、フィンランド、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、ギリシャ、スロヴェニア、マルタ、キプロス、スロバキア
非ユーロ参加国	イギリス、スウェーデン、デンマーク

* 上記以外の国の公社債に投資を行う場合があります。

* 経済情勢の変化等により、上記主要投資対象国は見直される場合があります。

<指定投資信託証券の概要>（平成22年3月末現在）

（略）

パーベストは、ルクセンブルグ籍のアンブレラ・ファンド（会社型投資証券）で、当ファンドが投資対象とするパーベスト・グローバルブランドファンド、パーベスト・中期債券ユーロファンド、パーベスト・短期（ユーロ）ファンドを含む複数のサブ・ファンドにより構成されています。サブ・ファンドには、取得・管理形態により最大7つのクラスシェアが置かれており、当ファンドはMクラスシェアへの申込みを行います。（平成22年3月末現在）

（以下略）

（2）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（略）

c. 委託会社の概況（平成21年9月末現在）

資本金 9億円

（以下略）

<訂正後>

（略）

c. 委託会社の概況（平成22年3月末現在）

資本金 4億5,000万円

（以下略）

2【投資方針】

（1）【投資方針】

b. 投資態度

<訂正前>

（略）

投資信託証券への投資にあたっては、委託会社が指定する投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、分散投資を行うことを基本とします。

（指定投資信託証券）（平成21年9月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（略）

投資信託証券への投資にあたっては、委託会社が指定する投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、分散投資を行うことを基本とします。

（指定投資信託証券）（平成22年3月末現在）

（以下略）

（3）【運用体制】

<訂正前>

(略)

運用体制等は平成21年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社の運用体制

(略)

(略)

(平成21年9月末現在)

() ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの概要 (平成21年9月末現在)

ビー・エヌ・ピー・パリバは、平成12年5月に、パリ国立銀行とパリバ銀行の合併によりフランス大手の総合金融グループとして誕生しました。ビー・エヌ・ピー・パリバ グループは世界各国に拠点を有し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、投資顧問業務、ならびにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、その実績と経験を基に、グローバルに金融サービスを提供しています。中核銀行であるビー・エヌ・ピー・パリバの格付けは、S & PではAA格、ムーディーズではAa1格となっております。

(略)

(以下略)

<訂正後>

(略)

運用体制等は平成22年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社の運用体制

(略)

(略)

(平成22年3月末現在)

() ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの概要 (平成22年3月末現在)

ビー・エヌ・ピー・パリバは、平成12年5月に、パリ国立銀行とパリバ銀行の合併によりフランス大手の総合金融グループとして誕生しました。ビー・エヌ・ピー・パリバ グループは世界各国に拠点を有し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、投資顧問業務、ならびにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、その実績と経験を基に、グローバルに金融サービスを提供しています。中核銀行であるビー・エヌ・ピー・パリバの格付けは、S & PではAA格、ムーディーズではAa2格となっております。

(略)

(以下略)

3【投資リスク】**b. リスクの管理体制****<訂正前>**

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式を採用していますが、運用部門では、組入ファンドが各種市場環境に照らして整合性のある値動きを示しているかどうか、各ファンドが適切なリスクテークをしているかどうか等のモニタリングを行います。また、各ファンドが適切な割合で投資されているのかもチェックします。フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されているのに加えて、コンプライアンス専担者も配置されており、十分なリスク管理体制が敷かれています。(平成21年9月末現在)

<訂正後>

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式を採用していますが、運用部門では、組入ファンドが各種市場環境に照らして整合性のある値動きを示しているかどうか、各ファンドが適切なリスクテークをしているかどうか等のモニタリングを行います。また、各ファンドが適切な割合で投資されているのかもチェックします。フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されているのに加えて、コンプライアンス専担者も配置されており、十分なリスク管理体制が敷かれています。（平成22年3月末現在）

4【手数料等及び税金】

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成21年9月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、20%（所得税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。

* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。

* 平成22年1月1日以後は、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことができます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）の申告分離課税が適用されます。	解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

* 平成21年1月1日以後の一部解約金および償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、配当所得と損益通算を行うことができます。

* 平成22年1月1日以後は、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことができます（確定申告不要）。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

一部解約金、償還金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
解約価額または償還価額の個別元本超過額に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	解約価額または償還価額の個別元本超過額に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

* 益金不算入制度は、当ファンドには適用されません。

(以下略)

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成22年3月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、20%（所得税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。

* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）の申告分離課税が適用されます。	解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

* 一部解約金および償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限り、）と損益通算を行うことができます。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

一部解約金、償還金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
解約価額または償還価額の個別元本超過額に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	解約価額または償還価額の個別元本超過額に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

益金不算入制度は、当ファンドには適用されません。

(以下略)

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきまして、以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】（平成22年3月末現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	ルクセンブルグ	24,434,342	93.63
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,662,600	6.37
合計（純資産総額）		26,096,942	100.00

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】（平成22年3月末現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

<主要銘柄の明細>

順位	地域	銘柄名	種類	株数	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	ルクセンブルグ	PARVEST GLOBAL BRANDS CLASS M	投資証券	351.386	24,366	8,562,184	27,996	9,837,636	37.70
2	ルクセンブルグ	PARVEST SHORT TERM(EURO) CLASS M	投資証券	341.903	27,071	9,255,796	27,171	9,290,182	35.60
3	ルクセンブルグ	PARVEST MEDIUM TERM EURO BOND CLASS M	投資証券	248.432	20,263	5,034,044	21,360	5,306,524	20.33

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別及び業種別投資比率>

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
投資証券	外国	—	93.63
合計			93.63

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

当ファンドが投資している指定投資信託証券の投資資産は、以下の通りです。（平成22年2月末現在）

PARVEST GLOBAL BRANDS（パーベスト・グローバルブランドファンド）

順位	国/地域	銘柄名	種類	投資比率（%）
1	日本	TOYOTA MOTOR	株式	6.97
2	アメリカ	MCDONALD'S CORP	株式	4.94
3	アメリカ	WALT DISNEY CO	株式	4.14
4	日本	HONDA MOTOR	株式	4.00
5	アメリカ	HOME DEPOT INC	株式	3.80
6	アメリカ	NIKE INC. B	株式	3.43
7	アメリカ	DIRECTV	株式	3.37
8	アメリカ	AMAZON.COM INC	株式	3.07
9	ドイツ	DAIMLER AG	株式	2.76
10	アメリカ	TARGET CORP	株式	2.70

*投資比率は、ファンドの資産合計に対する主要投資銘柄の評価金額の比率です。

PARVEST EURO MEDIUM TERM BOND（パーベスト・中期債券ユーロファンド）

順位	国/地域	銘柄名	種類	投資比率 (%)
1	ユーロ	BOBL DTB FUTURE 5YRS 03/2010	債券先物	0.72
2		BTPS 3.5% 01/06/2014	国債証券	0.20
3		FRANCE 2.5% 12/01/2014	国債証券	0.20
4		NETHERLANDS GOVT 3.75% 15/07/2014	国債証券	0.16
5		ITALY 3.75% 15/12/2013	国債証券	0.12
6		FORTIS BANK 3.38% 19/05/2014	社債券	0.08
7		AUSTRIA 4.3% 15/07/2014	国債証券	0.07
8		FRANCE 2.5% 15/01/2015	国債証券	0.06
9		SFEF 3.125% 30/06/2014	国債証券	0.06
10		FRANCE 3.75% 12/01/2013	国債証券	0.06

* 投資比率は、ファンドの資産合計に対する加重修正デュレーションの比率です。

PARVEST SHORT TERM (EURO) (パーベスト・短期(ユーロ)ファンド)

順位	国/地域	種別	種類	投資比率 (%)
1	ユーロ	KLE EONIA PRIME	短期金融商品	4.62
2		BNP PARIBAS EONIA PRIME I	短期金融商品	4.45
3		TED FORBQ 0% 22/04/10	短期金融商品	3.90
4		CDN BFCM EONIA+0.19 01/09/10	短期金融商品	3.83
5		CDN BNP EONIA+0.17 02/09/10	短期金融商品	3.55
6		BT ELIOP 0% 03/03/10	短期金融商品	3.55
7		CDN BPCE 0% 08/03/10	短期金融商品	3.55
8		CDN INTLB EONIA+0.16 10/05/10	短期金融商品	2.99
9		CDN SG EONIA+0.18 02/08/10	短期金融商品	2.84
10		CDN CICUE EONIA+0.19 01/09/10	短期金融商品	2.84

* 投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

ファンドの各計算期間末日および平成22年3月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

			純資産総額 (円)		基準価額 (円)	
			(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
(第1期末)	平成16年	8月6日	55,429,839	55,986,731	9,953	10,053
(第2期末)	平成17年	8月8日	23,804,081	24,952,529	10,364	10,864
(第3期末)	平成18年	8月7日	27,119,226	28,413,306	10,478	10,978
(第4期末)	平成19年	8月6日	24,455,629	29,148,310	10,001	11,920
(第5期末)	平成20年	8月6日	29,756,679	29,756,679	9,277	9,277
(第6期末)	平成21年	8月6日	26,185,546	26,185,546	7,807	7,807
(第7期中)	平成22年	2月6日	24,577,037	—	7,386	—
	平成21年	3月末	23,126,465	—	7,096	—
		4月末	23,874,715	—	7,271	—
		5月末	24,778,129	—	7,492	—
		6月末	25,117,344	—	7,541	—
		7月末	25,637,328	—	7,643	—
		8月末	25,697,922	—	7,641	—
		9月末	25,812,253	—	7,622	—
		10月末	26,466,989	—	7,764	—
		11月末	25,262,678	—	7,578	—
		12月末	26,169,869	—	7,841	—
	平成22年	1月末	24,767,283	—	7,443	—
		2月末	24,376,471	—	7,302	—
		3月末	26,096,942	—	7,763	—

*基準価額は1万口当たり

【分配の推移】

	計算期間	分配金 (円)
第1期	自 平成15年8月7日 至 平成16年8月6日	100
第2期	自 平成16年8月7日 至 平成17年8月8日	500
第3期	自 平成17年8月9日 至 平成18年8月7日	500
第4期	自 平成18年8月8日 至 平成19年8月6日	1,919
第5期	自 平成19年8月7日 至 平成20年8月6日	0
第6期	自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日	0

*分配金は1万口当たり

【収益率の推移】

	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 平成15年8月7日 至 平成16年8月6日	0.5
第2期	自 平成16年8月7日 至 平成17年8月8日	9.2
第3期	自 平成17年8月9日 至 平成18年8月7日	5.9
第4期	自 平成18年8月8日 至 平成19年8月6日	13.8
第5期	自 平成19年8月7日 至 平成20年8月6日	▲7.2
第6期	自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日	▲15.8
第7期中	自 平成21年8月7日 至 平成22年2月6日	▲5.4

* 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

6【手続等の概要】

<訂正前>

(1) 申込（販売）手続等

(略)	
買付の申込受付	お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
(略)	

(略)

(2) 換金（解約）手続等

(略)	
換金の申込受付	お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。 ただし、フランスまたはルクセンブルグの銀行休業日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。
(略)	

(以下略)

<訂正後>

(1) 申込（販売）手続等

(略)	
買付の申込受付	お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
(略)	

(略)

(2) 換金（解約）手続等

（略）	
換金の申込受付	お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。 ただし、フランスまたはルクセンブルグの銀行休業日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。
（略）	

（以下略）

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

<訂正前>

（略）

<p>《委託会社へのお問合わせ先》 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-996-222 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時 （半休日の場合は正午まで）</p>
--

<訂正後>

（略）

<p>《委託会社へのお問合わせ先》 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-996-222 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時</p>

第2【財務ハイライト情報】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第2 財務ハイライト情報」につきまして、該当部分を以下のように訂正・更新するとともに、末尾に「中間財務諸表」を追加します。

<訂正・更新後>

以下の事項は、有価証券届出書に記載される当ファンドの経理状況の財務諸表および中間財務諸表を抜粋したものです。

当ファンドの財務諸表および中間財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けております。その監査報告書は当ファンドの経理状況の財務諸表に、中間監査報告書は当ファンドの経理状況の中間財務諸表に添付されています。

<中間財務諸表>

1 中間貸借対照表

(単位：円)

	前中間計算期間末 (平成21年2月6日現在)	当中間計算期間末 (平成22年2月6日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	26,892	28,990
コール・ローン	9,196,697	1,632,998
投資証券	17,794,059	23,114,560
未収利息	4	6
流動資産合計	20,957,586	24,775,354
資産合計	20,957,586	24,775,354
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	12,720	19,684
未払委託者報酬	165,290	177,851
その他未払費用	6,296	6,782
流動負債合計	184,246	198,317
負債合計	184,246	198,317
純資産の部		
元本等		
元本	32,046,064	33,275,090
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△11,272,724	△8,698,059
(分配準備積立金)	99	98
元本等合計	20,779,340	24,577,097
純資産合計	20,779,340	24,577,097
負債純資産合計	20,957,586	24,775,354

2 中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	前中間計算期間	当中間計算期間
	自 平成20年8月7日 至 平成21年2月6日	自 平成21年8月7日 至 平成22年2月6日
営業収益		
受取利息	3,955	874
有価証券売買等損益	△1,701,046	783,397
為替差損益	△6,899,937	△1,985,049
営業収益合計	△8,597,028	△1,200,778
営業費用		
受託者報酬	12,720	13,684
委託者報酬	165,230	177,851
その他費用	6,296	6,782
営業費用合計	184,246	198,317
営業利益又は営業損失（△）	△8,781,274	△1,399,095
経常利益又は経常損失（△）	△8,781,274	△1,399,095
中間純利益又は中間純損失（△）	△8,781,274	△1,399,095
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△160,858	△11,057
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,319,418	△7,357,140
剰余金増加額又は欠損金減少額	145,867	323,784
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	145,867	323,784
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	478,757	276,659
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	478,757	276,659
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△11,272,724	△8,698,053

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	前中間計算期間 (自 平成20年8月7日 至 平成21年2月6日)	当中間計算期間 (自 平成21年8月7日 至 平成22年2月6日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として、我が国における中間計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

第三部【ファンドの詳細情報】

第2【手続等】

<訂正前>

1【申込（販売）手続等】

（略）

お申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

（略）

2【換金（解約）手続等】

（略）

換金のお申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。なお、午後3時を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

（略）

解約価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、解約価額についてのお問い合わせは、販売会社または委託会社までご連絡下さい。

《委託会社へのお問い合わせ先》 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-996-222 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時 <u>（半休日の場合は正午まで）</u>

（以下略）

<訂正後>

1【申込（販売）手続等】

（略）

お申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

（略）

2【換金（解約）手続等】

（略）

換金のお申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時までとします。なお、午後3時を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

（略）

解約価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、解約価額についてのお問い合わせは、販売会社または委託会社までご連絡下さい。

《委託会社へのお問い合わせ先》 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-996-222 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

（以下略）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<訂正前>

(略)

《委託会社へのお問合わせ先》
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
(半休日の場合は正午まで)

<訂正後>

(略)

《委託会社へのお問合わせ先》
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

第4【ファンドの経理状況】

原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」につきまして、「1 財務諸表」の後に、以下の中間財務諸表を追加・更新します。

<追加・更新後>

中間財務諸表

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、前中間計算期間（平成20年8月7日から平成21年2月6日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、当中間計算期間（平成21年8月7日から平成22年2月6日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、当中間計算期間については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間計算期間（平成20年8月7日から平成21年2月6日まで）および当中間計算期間（平成21年8月7日から平成22年2月6日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

BNPパリバ欧州バランス・ファンド

(1) 中間貸借対照表

（単位：円）

	前中間計算期間末 （平成21年2月6日現在）	当中間計算期間末 （平成22年2月6日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	26,882	28,390
コール・ローン	3,136,697	1,632,398
投資証券	17,794,053	23,114,560
未取利息	4	6
流動資産合計	20,957,586	24,775,354
資産合計	20,957,586	24,775,354
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	12,720	13,684
未払委託者報酬	165,230	177,851
その他未払費用	6,296	6,782
流動負債合計	184,246	198,317
負債合計	184,246	198,317
純資産の部		
元本等		
元本	*1 32,046,064	*1 33,275,090
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	*2 △11,272,724	*2 △8,698,053
（分配準備積立金）	39	38
元本等合計	20,773,340	24,577,037
純資産合計	20,773,340	24,577,037
負債純資産合計	20,957,586	24,775,354

(2) 中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	前中間計算期間		当中間計算期間	
	自	平成20年8月7日 至 平成21年2月6日	自	平成21年8月7日 至 平成22年2月6日
営業収益				
受取利息		9,955		874
有価証券売買等損益		△1,701,046		789,997
為替差損益		△6,899,997		△1,985,049
営業収益合計		△8,597,028		△1,200,778
営業費用				
受託者報酬		12,720		19,684
委託者報酬	*1	165,290	*1	177,851
その他費用		6,296		6,782
営業費用合計		184,246		198,317
営業利益又は営業損失（△）		△8,781,274		△1,399,095
経常利益又は経常損失（△）		△8,781,274		△1,399,095
中間純利益又は中間純損失（△）		△8,781,274		△1,399,095
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）		△160,858		△11,057
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△2,819,418		△7,357,140
剰余金増加額又は欠損金減少額		145,867		329,784
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		145,867		329,784
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		478,757		276,659
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		478,757		276,659
分配金		-		-
中間剰余金又は中間欠損金（△）		△11,272,724		△8,698,059

(3) 中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	前中間計算期間 (自 平成20年8月7日 至 平成21年2月6日)	当中間計算期間 (自 平成21年8月7日 至 平成22年2月6日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として、我が国における中間計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（中間貸借対照表に関する注記）

前中間計算期間末 （平成21年2月6日現在）	当中間計算期間末 （平成22年2月6日現在）
＊1（1）信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 32,076,097円 期中追加設定元本額 1,957,761円 期中解約元本額 1,987,794円 （2）中間計算期間末における受益権の総数 32,046,064口	＊1（1）信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 33,542,686円 期中追加設定元本額 1,207,164円 期中解約元本額 1,474,760円 （2）中間計算期間末における受益権の総数 33,275,090口
＊2 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、11,272,724円であります。	＊2 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、8,698,059円であります。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 （自平成20年8月7日 至平成21年2月6日）	当中間計算期間 （自平成21年8月7日 至平成22年2月6日）
＊1 信託財産の運用に関する助言に要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 27,526円	＊1 信託財産の運用に関する助言に要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 29,633円

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

前中間計算期間末 （平成21年2月6日現在）	当中間計算期間末 （平成22年2月6日現在）
一口当たり純資産額 0.6482円 （一万口当たり純資産額 6,482円）	一口当たり純資産額 0.7386円 （一万口当たり純資産額 7,386円）

2【ファンドの現況】

原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきまして、以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】（平成22年3月末現在）

種 類	金 額 / 単 位
I 資産総額	26,152,019 円
II 負債総額	55,077 円
III 純資産総額 (I - II)	26,096,942 円
IV 発行済口数	33,616,908 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.7763 円

（参考情報）（平成22年2月末現在）

当ファンドが投資対象とする、指定投資信託証券のファンドの現況は以下の通りです。

PARVEST GLOBAL BRANDS（パーベスト・グローバルブランドファンド）

種 類	金 額 / 単 位
I 純資産額	17.96 百万米ドル
II 純資産額 (Mクラスシェア)	0.10 百万米ドル
III 発行済株数 (Mクラスシェア)	351.39 株
IV 1株当たり純資産額 (Mクラスシェア)	278.89 米ドル

PARVEST EURO MEDIUM TERM BOND（パーベスト・中期債券ユーロファンド）

種 類	金 額 / 単 位
I 純資産額	945.71 百万ユーロ
II 純資産額 (Mクラスシェア)	4.64 百万ユーロ
III 発行済株数 (Mクラスシェア)	27,261.44 株
IV 1株当たり純資産額 (Mクラスシェア)	170.13 ユーロ

PARVEST SHORT TERM (EURO)（パーベスト・短期（ユーロ）ファンド）

種 類	金 額 / 単 位
I 純資産額	1,408.61 百万ユーロ
II 純資産額 (Mクラスシェア)	73.04 百万ユーロ
III 発行済株数 (Mクラスシェア)	335,911.50 株
IV 1株当たり純資産額 (Mクラスシェア)	217.4285 ユーロ

第5【設定及び解約の実績】

原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第5 設定及び解約の実績」につきまして、以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

当ファンドの各計算期間における設定および解約の実績は次の通りです。

	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 平成15年8月7日 至 平成16年8月6日	65,706,641	10,017,357	55,689,284
第2期	自 平成16年8月7日 至 平成17年8月8日	18,211,428	50,931,746	22,968,966
第3期	自 平成17年8月9日 至 平成18年8月7日	36,667,025	33,754,389	25,881,602
第4期	自 平成18年8月8日 至 平成19年8月6日	7,445,803	8,873,621	24,453,784
第5期	自 平成19年8月7日 至 平成20年8月6日	10,506,420	2,884,107	32,076,097
第6期	自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日	3,454,383	1,987,794	33,542,686
第7期中	自 平成21年8月7日 至 平成22年2月6日	1,207,164	1,474,760	33,275,090

(注1) 本邦以外における設定、解約はありません。

(注2) 設定口数(口)には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a. 資本金の額（平成21年9月末現在）

資本金 9億 円

発行株式総数 50,000 株

発行済株式総数 9,000 株

株式 記名式・額面 100,000 円

平成12年5月10日に7,000万円の増資

平成12年12月26日に1億2,000万円の増資

平成13年9月26日に3,000万円の増資

平成13年11月30日に1億7,500万円の増資

平成14年9月27日に1億5,000万円の増資

平成17年3月30日に8億500万円の減資

平成17年3月30日に3億1,000万円の増資

平成21年6月30日に4億5,000万円の増資

（以下略）

<訂正後>

a. 資本金の額（平成22年3月末現在）

資本金 4億5,000万 円

発行株式総数 50,000 株

発行済株式総数 9,000 株

株式 記名式・額面 100,000 円

平成12年5月10日に7,000万円の増資

平成12年12月26日に1億2,000万円の増資

平成13年9月26日に3,000万円の増資

平成13年11月30日に1億7,500万円の増資

平成14年9月27日に1億5,000万円の増資

平成17年3月30日に8億500万円の減資

平成17年3月30日に3億1,000万円の増資

平成21年6月30日に4億5,000万円の増資

平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第四部 特別情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

平成22年3月末現在、委託会社が運用するファンドは56ファンド（追加型株式投資信託19本、単位型株式投資信託7本、単位型公社債投資信託30本）であり、純資産総額の合計額は2,354億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額ともに親投資信託を除きます。

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第四部 特別情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきまして、該当部分を以下内容に更新・訂正するとともに、末尾に「中間財務諸表」を追加します。

<更新・訂正後>

1. 当社の財務諸表は、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を四捨五入して記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。また、第12期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

期 別		第12期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
流動資産			
預金			787,272
前払費用			21,131
未収入金			8,546
未収委託者報酬			536,849
未収運用受託報酬			66,826
未収投資助言報酬			157,425
未収収益			25,779
流動資産計			1,603,831
固定資産			
有形固定資産			101,150
建物	*1	97,666	
器具備品	*1	3,484	
無形固定資産			2,531
ソフトウェア		1,406	
その他		1,124	
投資その他の資産			157,383
長期差入保証金		151,383	
投資有価証券		6,000	
固定資産計			261,064
資産合計			1,864,896

期 別		第12期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
負債の部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
流動負債			
預り金			20,398
未払手数料			251,168
未払委託調査費			241,976
その他未払金			16,292
未払費用			56,525
未払法人税等			3,344
未払消費税等			5,982
賞与引当金			124,759
役員賞与引当金			16,222
流動負債計			736,671
固定負債			
退職給付引当金			308,043
役員退職慰労引当金			725
固定負債計			308,768
負債合計			1,045,440
純資産の部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
株主資本			
資本金			900,000
資本剰余金			7,777
資本準備金		7,777	
利益剰余金			△ 88,321
利益準備金		75,500	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△ 163,821	
株主資本合計			819,456
純資産合計			819,456
負債・純資産合計			1,864,896

(2) 中間損益計算書

期 別		第12期中間会計期間 自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			1,083,406
運用受託報酬			119,081
投資助言報酬			100,695
その他営業収益			31,701
営業収益計			1,334,884
営業費用			
支払手数料			495,520
広告宣伝費			1,625
調査研究費			26,528
委託調査費			245,631
委託計算費			47,511
営業雑経費			22,085
印刷費		20,248	
協会費		1,836	
営業費用計			838,902
一般管理費			
給料			341,209
役員報酬		39,638	
給料・手当		301,571	
業務委託費			56,993
交際費			130
旅費交通費			3,716
事業税			2,869
租税公課			3,884
不動産賃借料			108,079
賞与引当金繰入額			81,050
役員賞与引当金繰入額			8,591
退職金			3,889
退職給付費用			15,788
役員退職慰労引当金繰入額			725
固定資産減価償却費	*1		5,355
諸経費			36,071
一般管理費計			668,354
営業損 失			△ 172,372
営業外収益			
受取利息			323
受取違約金			8,702
営業外収益計			9,026
経常損 失			△ 163,346
税引前中間純損 失			△ 163,346
法人税、住民税及び事業税			475
中間純損 失			△ 163,821

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

期別	第12期中間会計期間 自平成21年4月1日 至平成21年9月30日	
株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当中間期変動額 新株の発行	450,000
	当中間期末残高	900,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当中間期変動額 新株の発行	315,000
	当中間期変動額 其他利益剰余金へ振替	△ 344,223
	当中間期変動額合計	△ 29,223
	当中間期末残高	7,777
其他資本剰余金	前期末残高	200
	当中間期変動額 其他利益剰余金へ振替	△ 200
	当中間期変動額合計	△ 200
	当中間期末残高	-
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当中間期変動額	△ 29,423
	当中間期末残高	7,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	75,500
其他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	△ 344,423
	当中間期変動額 剰余金の配当	-
	当中間期変動額 資本剰余金から振替	344,423
	当中間期変動額 中間純損失	△ 163,821
	当中間期変動額合計	180,602
	当中間期末残高	△ 163,821
利益剰余金合計	前期末残高	△ 268,923
	当中間期変動額	180,602
	当中間期末残高	△ 88,321
株主資本合計	前期末残高	218,277
	当中間期変動額	601,179
	当中間期末残高	819,456
純資産合計	前期末残高	218,277
	当中間期変動額	601,179
	当中間期末残高	819,456

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第12期中間会計期間 自平成21年4月1日 至平成21年9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準	<p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員への退職金支払に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第12期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	16,635千円
器具備品	7,851千円

(中間損益計算書関係)

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
--

*1 減価償却実施額

有形固定資産 5,062千円
無形固定資産 293千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項 普通株式 9,000株				
株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
普通株式	4,500	4,500	-	9,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
1. ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	
2. オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる 未経過リース料	
1年内	139,855千円
<u>1年超</u>	<u>11,655千円</u>
合計	151,510千円

(有価証券関係)

第12期中間会計期末 (平成21年9月30日現在)	
1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。	
2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円	

(デリバティブ取引関係)

第12期中間会計期間 (平成21年9月30日現在)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	91,050円
1株当たり中間純損失	24,141円
1株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	163,821千円
普通株式に係る中間純損失	163,821千円
普通株主に帰属しない金額	-
期中平均株式数	普通株式 6,786株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
--

(資本金の額の減少)

当社は、平成21年12月18日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少を決議しました。

(1) 資本金の額の減少の目的

欠損填補を行うことにより繰越欠損を解消することで、当社の財務内容の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施に備えるため資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。

(2) 資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。

(3) 減少する資本金の額

450,000千円

(4) 減資の日程

取締役会決議日

平成21年12月18日

臨時株主総会決議日

平成21年12月18日

債権者異議申述公告日

平成22年1月4日

債権者異議申述最終期日

平成22年2月4日

効力発生日

平成22年2月5日

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額：10,000百万円（平成21年3月末現在）
- ・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	銀行法に基づき銀行業を営みます。

(3) 投資顧問会社

名 称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス

資本の額：平成20年12月末現在、62百万ユーロ

事業の内容：フランス籍の会社であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額：10,000百万円（平成21年9月末現在）
- ・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成21年9月末現在)	事業の内容
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	銀行法に基づき銀行業を営みます。

(3) 投資顧問会社

名 称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス

資本の額：平成21年12月末現在、62百万ユーロ

事業の内容：フランス籍の会社であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯

する一切の業務を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年4月7日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ欧州バランス・ファンドの平成21年8月7日から平成22年2月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ欧州バランス・ファンドの平成22年2月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年8月7日から平成22年2月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年12月18日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年4月8日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ欧州バランス・ファンドの平成20年8月7日から平成21年2月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ欧州バランス・ファンドの平成21年2月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成20年8月7日から平成21年2月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が 別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。